

令和8年2月25日

「令和8年度那覇市立小中学校、学務課学校支援室及び施設課公用車の賃貸借契約」
に係る制限付一般競争入札の実施について

件名のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度那覇市立小中学校、学務課学校支援室及び施設課公用車の賃貸借契約
- (2) 契約期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日まで
(那覇市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約)
- (3) 数量・納品場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) 本契約は紙による入札を行う。
- (6) 特記事項 入札及び契約には次の条件を付す。
 - 1) 本件の入札に係る落札及び契約締結は、本件に係る令和8年度予算が成立し、予算執行が可能になることを条件とします。
 - 2) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - 3) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が設けられている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 本市法制契約課が管理する「令和8・9年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」の「業種28 リース業」に第1希望業種で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格を有していること。

- (5) 那覇市内に本店、支店、または営業所があること。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ）でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 契約条項を示す場所：那覇市ホームページに掲載

4 入札説明会及び本案件に関する質問・回答

入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年3月2日（月）午後2時
- (2) 場所：那覇市役所11階 1101B 会議室
- (3) 資料：当日配布します。

入札についての質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、「12. 問い合わせ先」の学務課宛てに電子メールまたはFAXにて提出すること。

※提出する際は、件名を「令和8年度那覇市立小中学校、学務課学校支援室及び施設課公用車の賃貸借契約」とし、提出後は必ず確認の電話をすること。

- (1) 提出期限：令和8年3月3日（火）午後5時
- (2) 回答方法：令和8年3月4日（水）午後5時までに那覇市ホームページに掲載する。 ※ 質問の提出がない場合は、ホームページへの掲載は行いません。

5 入札参加申請方法

- (1) 本件入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア（様式1）入札参加申請書
 - イ 応札物品確認明細書（仕様が確認できるカタログの写し等、添付）

- (2) 提出期限：令和8年3月6日（金）午後5時

※期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

- (3) 提出方法

「12. 問い合わせ先」の学務課へ直接持参または電子メール、FAXにて提出すること。電子メール、FAXで提出する際は送信後に必ず確認の電話をし、原本は入札時に持参すること。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年3月10日（火）午前11時
- (2) 場所：那覇市役所11階 1101AB 会議室

(3) 入札時提出書類

- ア 入札書（本市様式）
- イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

(4) 入札書の記載方法

入札書には、仕様書①～②の合計23台の賃貸借期間（60月）総額で消費税は含まない金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定により免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札金額の100分の5を請求するものとする。

8 契約保証金

那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札書者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (7) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (10) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札予定業者の決定

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札予定業者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札予定業者を決定する。

11 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している入札心得、仕様書等を熟読

し入札に臨むこと。

- (2) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、予定時刻の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札は延期となる場合がある。延期後の日時は、追って那覇市ホームページに掲載する。

12 問い合わせ先

那覇市教育委員会 学務課 振興G (担当 久手堅)

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 (那覇市役所11階)

電話 098-917-3505 FAX 098-917-3380

(平日午前9時から午後5時 ※ただし、正午から午後1時を除く)

電子メール : E-G-GAKU001@city.naha.lg.jp (注 : GAKU の後ろはゼロゼロイチ)